

大企業・親事業者の働き方改革に伴う 下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に 向けた取組について

厚生労働省 雇用環境・均等局 職業生活両立課

1. はじめに

平成 31 年 4 月 1 日、働き方改革関連法により改正された労働基準法が施行されたことにより、大企業に対しては、時間外労働の上限規制が適用され、中小企業に対しては、令和 2 年 4 月 1 日から適用されることになっています。この時間外労働の上限規制とは、時間外労働の上限を、法律により、罰則付き（6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金）で規制するというものです。具体的には、時間外労働（残業）ができる時間数について、法律上、原則として「月 45 時間、年 360 時間」とした上で、臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合であっても、「年 720 時間以内」、「複数月平均 80 時間以内」、「月 100 時間未満」にしなければならないというものです。また、月 45 時間を超えることができるのは最大で 6 か月となります。

なお、「複数月平均 80 時間以内」とは、2 か月、3 か月、4 か月、5 か月、6 か月のそれぞれの平均を 1 か月当たり 80 時間以内にしなければならないという意味になります。また、「複数月平均 80 時間以内」、「月 100 時間未満」には、休日労働の時間数も含まれることになります。

一方、建設業については、時間外労働の上限規

制の適用が猶予されており、改正労働基準法施行 5 年後、すなわち令和 6 年 4 月から、時間外労働の上限規制が適用されることになっています。ただし、災害時における復旧・復興の事業については、「複数月平均 80 時間以内」、「月 100 時間未満」の要件は適用しないこととされ、これらの要件の将来的な適用については、引き続き検討していくこととされています。

時間外労働の上限規制の詳細については、本誌 2019 年 7 月号の「働き方改革関連法による改正後の労働基準法などについて」をご覧くださいと思います。

2. 「しわ寄せ」の現状

前述のとおり、大企業に対して、平成 31 年 4 月より時間外労働の上限規制が適用された結果、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。短納期発注や発注内容の頻繁な変更等は、下請等中小事業者の長時間労働につながります。

現に、厚生労働省等に対して、次のような「しわ寄せ」を指摘する声が寄せられています。

① 「平成 31 年 4 月以降、担当窓口からの発注書が遅れている。これにより、実質、短納期となってしまう残業での対応となっている。それでも納期までの完成が難しいものは断わるようにしているが、転注されるのではないかと不安である。」（製造業）

② 「（最終）納品先の残業削減等に伴い、短納期・分割納品等のしわ寄せを受けている。配送の回数増、時間指定等の負担が増加している。」（製造業）

また、建設業関係では、

① 「働き方改革に伴い、大手ゼネコンの建設工事現場で定時終業遵守のため、本来ゼネコン側で行うべき関連業種との取り合い施工図のチェックを押し付けられる。」

② 「建築用配電盤類を製造している企業は、建築の最終工程にあるため、人手不足に伴う建築の遅れや仕様変更に伴う設計変更等によるしわ寄せを受けている。」

といった事例が寄せられています。

このように大企業からの「しわ寄せ」が下請等中小事業者の働き方改革の妨げになっていることが懸念されることから、令和元年 6 月 26 日、厚生労働省は、中小企業庁及び公正取引委員会と連携して、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（以下、「『しわ寄せ』防止総合対策」という）を策定するとともに、当該総合対策を通じ業界団体を所管する 10 省庁とも連携し、まさに政府全体で「しわ寄せ」防止に向けた取組を進めているところです。

3. 「しわ寄せ」防止総合対策の主な取組

次に、「しわ寄せ」防止総合対策の主な取組について、紹介します。

(1) 事業者が遵守すべき関係法令等の周知徹底

① 都道府県労働局（以下、「労働局」という）、

労働基準監督署（以下、「労基署」という）及び働き方改革推進支援センターでは、窓口での相談、集団指導及び監督指導等のあらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法等の周知を行うとともに、あわせて、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」やいわゆる「べからず集」についても周知を行っています。

以下、労働時間等設定改善法、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」及びいわゆる「べからず集」について、簡単に説明します。

労働時間等設定改善法では、働き方改革関連法により、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮することが、事業主の努力義務として規定されました（図－1）。

また、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」には、「やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担する」ことや、「親事業者に対して、取引対価の見直し要請があった場

事業者の皆様へ

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！

ダメ！短納期発注！！

労働時間等設定改善法が改正され、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

事業者の皆様は、他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

厚生労働省・都道府県労働局

図－1 労働時間等設定改善法周知用リーフレット

合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するように協議する」ことなど、下請事業者が払うべき努力の方向性や親事業者が行うべき協力の在り方が示されています。

さらに、いわゆる「べからず集」は、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という）違反の疑いで指導等を行った事案及び不当な行為の事例をまとめたものです。「発注者は、商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべきであるにもかかわらず、受注者に対して無償で行かせた」や「発注者は、短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方的に定めた」などの下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する可能性がある事案が示されており、「しわ寄せ」として耳にする事案が下請法等に抵触する可能性があることが分かります。

② 地方経済産業局等の職員の派遣

労基署が行う働き方改革関連法に関する説明会において、地方経済産業局（以下、「経産局」という）等の職員から働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止に向けた周知啓発を行い、必要に応じ、説明会の会場で「しわ寄せ」に関する相談に応じるなど、労働局と経産局による連携した取組を実施しています。

③ 公正取引委員会・中小企業庁による不当な行為の事例集等を用いた啓発

公正取引委員会・中小企業庁では、いわゆる「べからず集」等を用いて、大企業等を対象とした各種説明会等の機会を活用し、分かりやすい啓発を積極的に行っています。

(2) 大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」に関する情報の提供

① 「しわ寄せ」相談情報の提供

労働局、労基署等の窓口において、下請等中小事業者から、大企業等の働き方改革に伴う「しわ

寄せ」に関する相談が寄せられた場合等には、相談者の意向を踏まえつつ、相談情報を経産局に情報提供を行っています。

② 通報制度の的確な運用

労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する下請法等違反が疑われる事案について、厚生労働省から公正取引委員会・中小企業庁に通報する制度の運用を厳格に行っています。

(3) 大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止に向けた重点的な要請等及び厳正な対応

① 労働時間等設定改善法に基づく重点的な要請等

「しわ寄せ」防止に向けては、大企業等が下請等中小事業者に対して「しわ寄せ」を行わないという認識を持っていただくことが重要と考えており、労働局では、管内の大企業等を個別に訪ね、労働時間等設定改善法第2条第4項の取引上、必要な配慮をするよう努めなければならないとする規定に関する要請等を重点的に実施しています。

要請等に当たっては、適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を防止することについて、経営トップにご理解いただくとともに、社内の発注や調達部署の役員、責任者、担当者等に対して、適正な発注が行われているか、確認をお願いしているところです。

② 下請法等違反の疑いのある「しわ寄せ」事案に対する厳正な対応

公正取引委員会・中小企業庁は、下請法等の違反の疑いのある「しわ寄せ」事案の情報に接した場合には、当該事案に対して厳正に対応しています。

(4) 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の設定

「しわ寄せ」防止に向けた社会的機運の醸成を図るため、新たに11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と位置づけ、これまで記載してきた取組の他、次に記載する取組を集中的に行いました。

① 「しわ寄せ」防止に向けた大企業・中小企業

経営トップに対するセミナー等を通じた働きかけの実施、

- ② 厚生労働省・労働局における大企業等に対する「しわ寄せ」防止に向けた要請等の集中的な実施、
- ③ 労使団体への要請の実施、
- ④ ポスター（図-2）・リーフレットによる周知、「しわ寄せ」防止特設サイトの開設、インターネット広告の実施 など。



図-2 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」ポスター

(5) 業所管省庁に対する働きかけ

厚生労働省・中小企業庁は、大企業等の働き方改革に伴う「しわ寄せ」防止に向けて、業所管省庁（警察庁、総務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、国土交通省及び観光庁）から所管業界団体への指導、周知

啓発等の積極的な関与を行うよう働きかけを行っています。特に、次の取組については、確実に実施されるよう強力に働きかけを行っています。

- ① 平成31年2月から3月にかけて厚生労働省から文書要請を行った業界団体へのフォローアップ調査を通じて得られた「しわ寄せ」の声やその防止、改善につながったとの声について、さらに追加ヒアリング等を行い、「しわ寄せ」の防止・改善事例を取りまとめ、業界団体への周知徹底を図ること。
- ② 全国的・地域単位の主要な会合等において、業所管省庁の幹部等から大企業等の経営トップに対し、自社の働き方改革により下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じないように直接要請等を行うこと。
- ③ 「しわ寄せ」事案に対し、「振興基準」等を活用した行政指導を活性化させること。

4. おわりに

以上、大企業等による働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けた取組について説明してきましたが、下請等中小事業者は、我が国産業の広範な分野で、様々な製品やサービスの重要部分を供給するという役割を果たしています。下請等中小事業者がその役割を果たしていくためには、高い品質やよりよいサービスを維持するためのコストについて、適正に負担されるべきものと考えています。

厚生労働省としては、「しわ寄せ」防止総合対策に規定される取組を確実に実施することにより、適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」防止に向けた環境整備に努めていきたいと考えています。